論壇

受益者等が存在しない法人課税信託についての提言
―民事信託のさらなる発展のために―

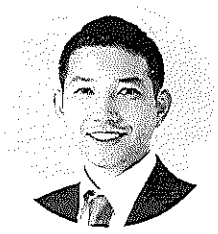

（中京）
北澤　達夫

1．信託法の改正と法人課税信託

平成18年に信託法が改正され、信託の可能性は大きく広がった。信託財産総額は、平成28年3月末時点で989・3兆円（前年同月末比56・0兆円増、6・0％増）*1となり、史上最高額となっている。しかし、このような信託への関心の高さが、そのまま民事信託の活用にはつながっていない。それはなぜだろうか。

諸説あるが、要因の一つに現行の信託税制が、利用者にとってわかりにくく、かつ信託を利用することによる税務メリットがほとんどないことが挙げられる。その最たるものが、信託法の改正に合わせた平成19年度の税制改正において設けられた法人課税信託である。

ここで法人課税信託とは、次の①～⑤に掲げる信託をいう（集団投資信託、退職年金等信託および特定公益信託等を除く）。

①受益権を表示する証券を発行する旨の定めのある信託（受益証券発行信託）

②受益者等が存在しない信託（目的信託のうち一定のもの等）

③法人が委託者となる信託で次に掲げる要件に該当するもの

（イ）事業の全部または重要な一部の信託で委託者の株主等を受益者とするもの

（ロ）自己信託等で存続期間が20年を超えるもの

（ハ）自己信託等で損益分配割合が変更可能であるもの

④投資信託

⑤特定目的信託

本稿では、このうち、②受益者等が存在しない信託について、現状を踏まえたうえで、その問題点および今後の制度の在り方等について考察する。

2．受益者等が存在しない信託の課税制度

①課税制度

受益者等が存在しない信託には「自分の死後、大切にしていたペットを世話してほしい」「大災害が発生した場合の復興活動に使ってほしい」というような個人的な思いを託す目的信託などさまざまな活用方法があるが、その一方で信託法改正に伴い、新しい類型の信託の利用によって租税回避の可能性が生じたことから、租税回避を防止し適正な課税を行うべく信託税制も大幅に改正された。

すなわち、受益者等が存在しない信託については、信託財産に属する資産の帰属者が存在しないが、信託財産から所得は生ずるため、これに課税しないことは適当でないとして、受託者を法人とみなし（以下、「受託法人」という）、法人課税信託として法人税が課税される*2。この受益者等が存在しない信託は、信託設定時に信託財産が委託者から受託者に無償で移転すると考えられることから、信託設定時において、委託者にみなし譲渡課税（所法6の3⑦）が、受託法人に信託財産相当額の受贈益に対する法人税課税がそれぞれ行われる。なお、受益者等が存在しない信託において、その後に受益者等が存在することとなった場合、受益者等への受益権の移転については非課税（受託者の清算所得および受益者等の受贈益のいずれも非課税）としている（法64条の3③）。これは信託設定時に受託法人に対して課税しているため、受益者等に再度課税することは適当でないとされるからである。しかし、信託終了時の残余財産の移転に係る受贈益については、帰属権利者に対し課税することとなっている。したがって受益者等の定めのない信託においては、財産に係る権利の帰属が次々移転することへの対応も併せて必要となる。

②問題点

信託財産および信託財産から生じる所得というのは、実質的には、分配されるまで誰の所得でもない。信託は「財産管理の一手段」にすぎず、それ自体に本当の意味での所得概念がなく、使用収益処分に関する完全な法的権利を誰も主張できないからである。にもかかわらず、受益者等が存在しない信託については、信託の「設定」という行為が行われただけで、受託者は信託財産の贈与を受けたものとみなされて、受贈益に対する法人税課税が行われる。例えば先の例のようなペットのための信託の場合、受託法人は、将来のペット飼育のために拠出された信託財産の贈与を委託者より受けたものとして受贈益を計上し、法人税課税が行われることになるが、法人税の実効税率は約3割であるため、結果、税引き後の信託財産額は信託設定前の7割になってしまう。これでは信託財産がスタート時から大きく目減りすることになり、新信託法により活用が広がったはずの信託本来の目的を果たすことができなくなるのではないだろうか。

③今後の制度の在り方等

言うまでもなく、信託の税制度が、信託の設定により税負担が不当に減少するといった租税回避を誘引するようなものであってはならない。

現行信託税制の立案担当者による制度創設の趣旨説明では受託者に課税がなされる理由について「その信託財産を受益者が有しているものとみなして課税することやその収益分配時に受益者に対して課税することが適当でないものもあり、このような信託については、その信託財産に係る所得について信託の受託者の段階で課税することが適当と考えられます」*3と述べられている。確かに信託はさまざまな形態を作り出す可能性を秘めているため、租税回避の防止という観点から受託者を法人とみなして法人税課税する制度については、私も賛成である。しかし、信託設定時の税負担の大きさについては、租税特別措置法などで救済できないものだろうか。以下思いつくものを列記してみる。

・法人税の軽減税率の適用

・基礎控除の設定（信託設定時において財産額から課税時における相続税の基礎控除額相当額を控除する）

・受贈益に対する圧縮記帳による課税の繰り延べ（課税を先延ばしにするが毎事業年度、信託期間に応じて一部を取り戻す）等である。

税制は簡素であるべきという観点から、基礎控除の設定というのは面白いのではないかと思うのだがいかがであろうか。

3．おわりに

信託法の大改正が行われてから10年近くが経とうとしている。信託に関する書籍やセミナーも随分増えた。しかし、実務の現場で信託制度を活用できているかと言われたら、答えは「NO」だろう。

信託は財産管理手法であって節税目的で行うものでないことは理解できる。とはいえ、利用者目線で考えた場合、税のメリットの有無は大きい。どんなに良い制度であっても税法上不利な信託は、その活用が難しいように思われる。

信託制度が今後国民にとって利便性の高いものになるかどうかの鍵は、ひとえに信託税制が握っているといっても過言ではない。信託制度のさらなる発展活用を願い、課税の公平に沿った信託税制の今後を願ってやまない。

〈注　釈〉

*1 一般社団法人信託協会「ニュースリリース（平成28年度）」

*2 佐藤英明「法人課税信託について」・租税研究2010年10月号139頁「受益者不存在信託につき、個人より法人として課税関係を考える理由としては、消極的意味合いであるが、①受託者（受託法人）側に家事費の支出は考えられないこと②所得分類の煩雑さがないこと③所得分割の行われ易い信託に累進税率はそぐわないことなどが挙げられる」

*3 大蔵財務協会「改正税法のすべて　平成19年度版（2007）」

〈参考文献〉

（1）喜多綾子『「受益者等が存在しない信託」の課税と受益者等の意義－目的信託を中心として－』

（2）西川昌孝「信託税制に関する一考察－いわゆる事業信託における課税上の問題について－」

（3）岡村忠生「多様な信託利用のための税制の提言」

（4）扶持本泰裕「法人課税信託における租税回避への対抗策－外国信託を利用した複層化スキームによる租税回避への対抗策－」

（5）鳥居勝「信託税制に関する一考察～商事信託に対する課税の在り方～」

登録調査委員会からのお知らせ

―登録関係事務の受付時間について―

新規登録申請、変更登録申請、税理士証票の定期交換申請、税理士法人の届出、各種証明書の交付申請等の窓口受付は、

午前9時　～　同11時30分
午後1時　～　同4時
（休業日：土日祝日、年末年始）

とさせていただいておりますので、ご協力の程お願いいたします。

なお、新規登録申請については、窓口受付の対応困難な日がありますので、本会事務局・会員課（登録担当）までお問合せ（電話）をお願いいたします。

（☎06－6941－6886）